発議第２号

松野町議会議員の報酬の特例に関する条例の制定について

松野町議会議員の報酬の特例に関する条例を次のように定める。

令和８年９月２５日提出

提出者　松野町議会議員　山石　恭助

賛成者　松野町議会議員　赤松　紀幸
賛成者　松野町議会議員　加藤　康幸
賛成者　松野町議会議員　大内　義昭
賛成者　松野町議会議員　山崎　　匡
賛成者　松野町議会議員　芝　　勇樹

【提案理由】

我が町の危機的な財政状況に鑑み、町民の皆様に多大なご負担や住民サービスの縮小をお願いせざるを得ない現状において、町民の代表である我々議会が率先して身を切る改革を実行し、財政健全化への不退転の決意を示すために提出するもの

松野町議会議員の報酬の特例に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、松野町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成 20 年条例第 31 号。以下「議員報酬条例」という。）に基づいて支給する報酬の特例を定めるものとする。

（議員報酬の特例）

第２条　令和８年 10 月１日から令和９年２月 24 日までの間における松野町議会議員の議員報酬の額は、議員報酬条例第２条の規定にかかわらず、同条各号の規定により支給されることとなる額から当該額の 100 分の８に相当する額を減じた額とする。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例は、令和９年２月 24 日限り、その効力を失う。